

令和5年第1回定例会（2月議会） 建設部 提出資料

令和5年2月16日
建設部

建設委員会

【議案関係】

- | | | |
|-------------|--|--------|
| ○ 都 市 計 画 課 | 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について | ・・・ 1 |
| ○ 道 路 課 | 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について | ・・・ 4 |
| ○ 建 築 住 宅 課 | 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について | ・・・ 11 |
| | 「秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」及び「秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について | ・・・ 15 |

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

都 市 計 画 課

1 改正理由

県が管理する道路の占用料の額の改定により、都市公園の占用に係る使用料の額を改定する必要がある。

2 改正内容

都市公園の占用に係る使用料の額を改定することとする。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。

別表(第十四条、第二十三条関係)

一 略
二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合の使用料

区分	単位	使用料の額																				
		秋田県立小泉 潟公園及び秋 田県立中央公 園					秋田県立北欧 の杜公園															
電柱	第一種電柱	一本につき一年	五七〇円	四三〇円		第一種電柱	一本につき一年	六七〇円	六七〇円													
その他	第二種電柱	一本につき一年	八七〇円	九〇〇円		第二種電柱	一本につき一年	五一〇円	三九〇円													
その他	第三種電柱	一本につき一年	一、二〇〇円	一、一〇〇円		第三種電柱	一本につき一年	八一〇円	六二〇円													
その他	第一種電話	一個につき一年	五一〇円	三九〇円		第一種電話	一個につき一年	五一〇円	三九〇円													
その他	第二種電話	一個につき一年	四九〇円	三八〇円		第二種電話	一個につき一年	四九〇円	三八〇円													
その他	第三種電話	一個につき一年	五二〇円	三九〇円		第三種電話	一個につき一年	五二〇円	三九〇円													
その他	柱	一個につき一年	四九〇円	三八〇円		柱	一個につき一年	四九〇円	三八〇円													
その他	類	一個につき一年	四九〇円	三八〇円		類	一個につき一年	四九〇円	三八〇円													
その他	地上に設置する変圧器	一個につき一年	四九〇円	三八〇円		地上に設置する変圧器	一個につき一年	四九〇円	三八〇円													
その他	地下に設置する変圧器	一個につき一年	三〇〇円	二二〇円		地下に設置する変圧器	一個につき一年	三〇〇円	二二〇円													

別表(第十四条、第二十三条関係)

一 略
二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占用する場合の使用料

区分	単位	使用料の額																				
		秋田県立小泉 潟公園及び秋 田県立中央公 園					秋田県立北欧 の杜公園															
電柱	第一種電柱	一本につき一年	五二〇円	三八〇円		第一種電柱	一本につき一年	五二〇円	三八〇円													
その他	第二種電柱	一本につき一年	七九〇円	五八〇円		第二種電柱	一本につき一年	七九〇円	五八〇円													
その他	第三種電柱	一本につき一年	一、一〇〇円	七四〇円		第三種電柱	一本につき一年	一、一〇〇円	七四〇円													
その他	第一種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第一種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	第二種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第二種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	第三種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第三種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	柱	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		柱	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	類	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		類	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	地上に設置する変圧器	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		地上に設置する変圧器	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	地下に設置する変圧器	一個につき一年	二七〇円	二〇〇円		地下に設置する変圧器	一個につき一年	二七〇円	二〇〇円													

新

旧

区分	単位	使用料の額																				
		秋田県立小泉 潟公園及び秋 田県立中央公 園					秋田県立北欧 の杜公園															
電柱	第一種電柱	一本につき一年	五二〇円	三八〇円		第一種電柱	一本につき一年	五二〇円	三八〇円													
その他	第二種電柱	一本につき一年	七九〇円	五八〇円		第二種電柱	一本につき一年	七九〇円	五八〇円													
その他	第三種電柱	一本につき一年	一、一〇〇円	七四〇円		第三種電柱	一本につき一年	一、一〇〇円	七四〇円													
その他	第一種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第一種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	第二種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第二種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	第三種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第三種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	柱	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		柱	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	類	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		類	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	地上に設置する変圧器	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		地上に設置する変圧器	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	地下に設置する変圧器	一個につき一年	二七〇円	二〇〇円		地下に設置する変圧器	一個につき一年	二七〇円	二〇〇円													

区分	単位	使用料の額																				
		秋田県立小泉 潟公園及び秋 田県立中央公 園					秋田県立北欧 の杜公園															
電柱	第一種電柱	一本につき一年	五二〇円	三八〇円		第一種電柱	一本につき一年	五二〇円	三八〇円													
その他	第二種電柱	一本につき一年	七九〇円	五八〇円		第二種電柱	一本につき一年	七九〇円	五八〇円													
その他	第三種電柱	一本につき一年	一、一〇〇円	七四〇円		第三種電柱	一本につき一年	一、一〇〇円	七四〇円													
その他	第一種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第一種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	第二種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第二種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	第三種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		第三種電話	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	柱	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		柱	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	類	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		類	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	地上に設置する変圧器	一個につき一年	四六〇円	三四〇円		地上に設置する変圧器	一個につき一年	四六〇円	三四〇円													
その他	地下に設置する変圧器	一個につき一年	二七〇円	二〇〇円		地下に設置する変圧器	一個につき一年	二七〇円	二〇〇円													

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

道 路 課

1 改正理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）の施行により県が管理する道路の占用料の額を改定する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 県では、道路占用料の額を国に準じて定めている。国により、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料水準の変動等を反映した道路占用料の改正が行われたことから、県の道路占用料についても、あわせて改正することとする。
- (2) 道路法の改正により、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、「防災拠点自動車駐車場」の指定制度が創設されたことにもない、占用許可対象物件が追加されたため、道路の占用に係る占用料の額を定めることとする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【参考】防災拠点自動車駐車場の指定について

- 地域防災計画等に位置付けがある「道の駅」やSA・PAを対象として指定。秋田県では「道の駅」21駅が指定。
⇒ 県管理一体型「道の駅」は10駅が指定。
 - 国道101号「みねはま」
 - 国道105号「おおうち」、「なかせん」、「あに」
 - 国道107号「さんない」、「東由利」
 - 国道108号「清水の里・鳥海郷」
 - 国道285号「五城目」、「かみこあに」、「ひない」

道の駅におけるイメージ（国土交通省HPより）



道路駐車場
(防災拠点自動車駐車場に指定)

地域振興施設等

- 災害時に防災拠点としての利用以外を禁止・制限が可能

利用の禁止・制限の際に取れる措置
- 災害時に有用な施設等の占用基準を緩和

道の駅を拠点として活用した災害応急対策
- 道路管理者が隣接する地域振興施設等の所有者と協定を締結し、災害時には一体的に活用可能

炊き出しの様子

- 追加される占用物件(道路法施行令第7条第14号)
防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの。

新

別表(第一条関係)

法第三十 二条第一 項第一号 に掲げる 工作物	占用物件										単位	占用料		
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	その他の柱	類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類		路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	地
	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	第一級	第二級	第三級								
	五七〇	八七〇	七三〇	四八〇	四三〇	一、二〇〇	五〇〇	八一〇	一、一〇〇	九四〇	八五〇	二六〇	四二〇	三八〇
	三九〇	九〇〇	九三〇	六二〇	三九〇	四三〇	三九〇	六二〇	八五〇	三九〇	三三〇	二六〇	四二〇	三八〇

旧

別表(第一条関係)

法第三十 二条第一 項第一号 に掲げる 工作物	占用物件										単位	占用料		
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	その他の柱	類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類		路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	地
	一本につき一年	一本につき一年	一本につき一年	第一級	第二級	第三級								
	五〇〇	七九〇	六五〇	四二〇	三三八〇	一、一〇〇	四六〇	七三〇	一、〇〇〇	八三〇	七四〇	二七〇	四五〇	三七〇
	三九〇	八八〇	七八〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇	六二〇	七四〇	三九〇	三三〇	二七〇	三七〇	三三〇

法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件	その他のもの										平方メートルにつき一年	平方メートル									
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル											
	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八七〇	五九〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇
	四二〇	三六〇	三三〇	四二〇	三六〇	三三〇	四二〇	三六〇	三三〇	四二〇	三六〇	三三〇	四二〇	三六〇	三三〇	四二〇	三六〇	三三〇	四二〇	三六〇	三三〇
	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八七〇	五九〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八七〇	五九〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇	一、〇〇〇	八七〇	五九〇	一、〇〇〇	八五〇	七八〇

法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件	その他のもの										平方メートルにつき一年	平方メートル									
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル											平方メートル
	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇
	三八〇	三三〇	二八〇	三八〇	三三〇	二八〇	三八〇	三三〇	二八〇	三八〇	三三〇	二八〇	三八〇	三三〇	二八〇	三八〇	三三〇	二八〇	三八〇	三三〇	二八〇
	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇	九一〇	七六〇	六八〇

法第三十 二条第一 項第三号 に掲げる 施設													
の もの	法第 二条 第二 項第 五号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	道路の 構造又 は交通 の状況 を表示 する標	の もの										
													長さ一メ ートルに つき
	一本につ き	一年											
			八一〇										
			六八〇										
			六二〇										

法第三十 二条第一 項第三号 に掲げる 施設													
の もの	法第 二条 第二 項第 五号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	道路の 構造又 は交通 の状況 を表示 する標	の もの										
													長さ一メ ートルに つき
	一本につ き	一年											
			七三〇										
			六一〇										
			五四〇										

法第三十 二条第一 項第三号 に掲げる 施設													
の もの	法第 二条 第二 項第 五号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	道路の 構造又 は交通 の状況 を表示 する標	の もの										
													長さ一メ ートルに つき
	一本につ き	一年											
			六一〇										
			五一〇										
			四七〇										

法第三十 二条第一 項第三号 に掲げる 施設													
の もの	法第 二条 第二 項第 五号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	道路の 構造又 は交通 の状況 を表示 する標	の もの										
													長さ一メ ートルに つき
	一本につ き	一年											
			五五〇										
			四五〇										
			四一〇										

令第七号に掲げる物件	看板(ア)的に設けるもの	一時的に設けるもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	の		
									階数が三以上のもの	が三以上のもの	の
除く	その	の	の	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、四〇〇	九、〇〇〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額		
八七〇	八七	八七	八七	九	八五〇	八五〇	二六〇	四三〇			
五九〇	五九	五九	五九	六	七八〇	七八〇	一八〇	二九〇			

令第七号に掲げる物件	看板(ア)的に設けるもの	一時的に設けるもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	の		
									階数が三以上のもの	が三以上のもの	の
除く	その	の	の	一、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、六〇〇	九、三〇〇	Aに〇・〇一を乗じて得た額		
九六〇	九六	九六	九六	一〇	七六〇	七六〇	二九〇	四八〇			
六七〇	六七	六七	六七	七	六八〇	六八〇	二〇〇	三三〇			

法第三十二号に掲げる施設	地下(ア)及び地下室	階数が一以上のもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	の			
								階数が三以上のもの	が三以上のもの	の	
階数が二	の	の	の	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	五、一〇〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		
八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	四三〇	八五〇	八五〇	二六〇	四三〇			
七八〇	七八〇	七八〇	七八〇	三九〇	七八〇	七八〇	二三〇	三九〇			

法第三十二号に掲げる施設	地下(ア)及び地下室	階数が一以上のもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	の			
								階数が三以上のもの	が三以上のもの	の	
階数が二	の	の	の	九一〇	九一〇	九一〇	二、七〇〇	四、六〇〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	三八〇	七六〇	七六〇	二、三三〇	三八〇			
六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	三四〇	六八〇	六八〇	二、一〇〇	三四〇			

備考
略

備考
略

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

建築住宅課

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正により、新設される建築物の省エネ改修に伴う容積率や高さに関する特例の許可等に係る手数料の額を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第52条第6項第3号の規定による住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等の床面積を不算入とする容積率に関する特例の認定に係る手数料の額を、申請1件につき2万7千円とする。
- (2) 法第55条第3項の規定による第1種低層住居専用地域等内において再生可能エネルギー設備の設置等工事を行う建築物の高さに関する特例の許可に係る手数料の額を、申請1件につき16万円とする。
- (3) 法第58条第2項の規定による高度地区内において再生可能エネルギー設備の設置等工事を行う建築物の高さに関する特例の許可に係る手数料の額を、申請1件につき16万円とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

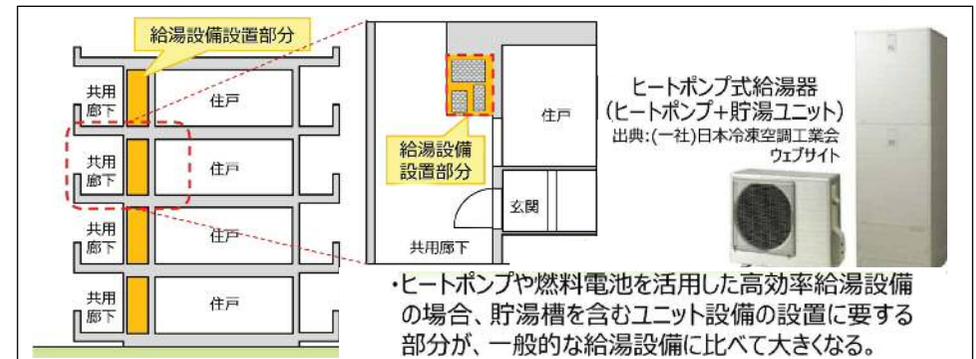
3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。

【参考】建築基準法の改正概要

(1) 容積率不算入に係る特例認定制度の創設（第52条第6項第3号関係）

ヒートポンプなどを活用した高効率給湯設備を住宅や老人ホーム等に設置する場合において、一定の基準に適合すれば、当該設備を設置する機械室等を容積率算定の基礎となる床面積から除外できる特例認定制度が創設された。



(2) 高さ制限に係る特例許可制度の創設（第55条第3項、法58条第2項関係）

屋根の断熱改修や屋上に再生可能エネルギー設備を設置する等の省エネ改修を行う場合において、高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度が創設された。



新		旧	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一〇十三 略	略	一〇十三 略	略
十四 法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請	二万七千円		
十五〇十九 略	略	十四〇十八 略	略
二十 法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請	十六万円	十九 法第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	十六万円
二十一 法第五十五条第四項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	十六万円	二十〇二十四 略	略
二十二〇二十六 略	略		
二十七 法第五十八条第二項の規定による高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請	十六万円	二十五〇四十三 略	略
二十八〇四十六 略	略	四十四 法第八十六条第四項の規定による既存の建築物を前提とした総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容	
四十七 法第八十六条第四項の規定による既存の建築物を前提とした総合的設計により建築等をし、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容			

積率に関する特例の許可の申請 イ・ロ 略	略	積率に関する特例の許可の申請 イ・ロ 略	略
四十八 法第八十六条の二第一項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物の新築又は一般地内認定建築物の増築等の申請 イ 建築物(当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が一である場合 ロ 略	七万八千円	四十五 法第八十六条の二第一項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物の新築の認定の申請 イ 建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合 ロ 略	七万八千円
四十九 法第八十六条の二第二項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物の新築若しくは一般地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請 イ 建築物(当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が一である場合 ロ 略	略	四十六 法第八十六条の二第二項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請 イ 建築物(一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合 ロ 略	略
五十 法第八十六条の二第三項の規定による一般地内許可建築物以外の建築物の	略	四十七 法第八十六条の二第三項の規定による一般地内許可建築物以外の建築物の	略

<p>新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請 イ 建築物(当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が一である場合 合 略 ロ 略 五十一、六十 略</p>	<p>建築の許可の申請 イ 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合 合 略 ロ 略 四十八、五十七 略</p>
<p>備考 一・二 略 三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十四の項に定める額を加算した額とする。 四 略 五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十五の項に定める額を加算した額とする。 六 略 七 この表四十二の項の床面積の合計は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める床面積について算定する。 イ・ロ 略 八 この表五十三の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。 イ・ニ 略</p>	<p>備考 一・二 略 三 この表一の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十一の項に定める額を加算した額とする。 四 略 五 この表二の項に掲げる申請又は通知において、当該申請又は通知に係る計画に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、同項に定める額に同表五十二の項に定める額を加算した額とする。 六 略 七 この表三十九の項の床面積の合計は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める床面積について算定する。 イ・ロ 略 八 この表五十の項の床面積の合計は、当該二以上の工事について、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める床面積について算定する。 イ・ニ 略</p>

<p>秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正 (附則第二項第一号による改正) 新</p>	<p>別表(第二条関係)(表略) 備考 略 一 略 二 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考一の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十四の項に定める額を加算した額とする。</p>
<p>秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正 (附則第二項第二号による改正) 新</p>	<p>別表(第二条関係)(表略) 備考 略 一 略 二 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考一の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。</p>

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>(手数料の徴収) 第一条 略 2 略 3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十四の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>	<p>(手数料の徴収) 第一条 略 2 略 3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であつて当該建築物が建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物であるときの手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項の規定を適用した場合に得られる額を加算した額とする。</p>

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十四の項に定める額を加算した額とする。</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、前項の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。</p>

「秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」及び「秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について

建 築 住 宅 課

1 改正理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等により、一戸建ての住宅等に係る低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定において、新たに簡易な評価方法を導入することに伴い、当該認定に係る手数料の額を定める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 一戸建ての住宅及び共同住宅等並びに複合建築物の住宅部分に係る省エネルギー性能が認定基準に適合することを確認する方法として、計算によらずに断熱材や窓、空調設備等の「仕様基準」に適合することを確認する方法を用いる場合の手数料の額を定める。

①秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例

(例) 一戸建ての住宅の認定手数料の額

通常の場合	《新 設》 仕様基準を用いる場合
34,000円	18,000円

※登録住宅性能評価機関が交付する「適合証」を提出する場合の手数料の額は、いずれも5,000円

②秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例

(例) 一戸建ての住宅の認定手数料の額

通常の場合	《新 設》 仕様基準を用いる場合
29,000円	16,000円

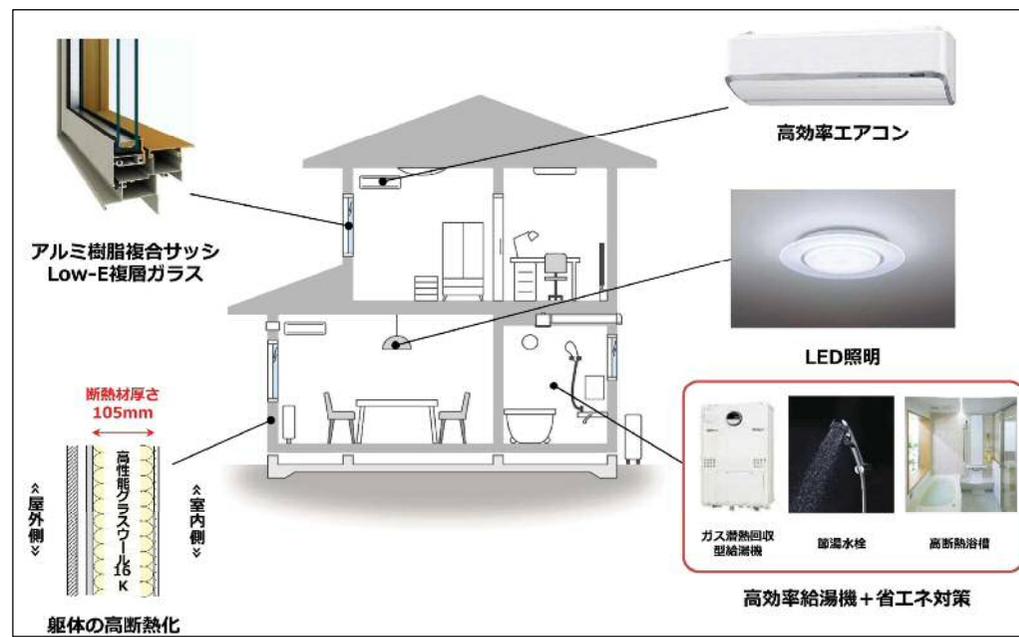
※登録住宅性能評価機関が交付する「適合証」を提出する場合の手数料の額は、いずれも5,000円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

【参考】認定に係る仕様基準のイメージ



新

(手数料の徴収)

第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定申請につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（一）一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 三万四千元（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては一万八千円、計画が同項各号（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあつては五千円）

（二）共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分に係る計画 計画に係る床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）

（三）複合建築物に係る計画（二）又は四に掲げるものを除く。）計画に係る住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（計画に係る住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）

旧

(手数料の徴収)

第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定申請につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（一）一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画 三万四千元（計画が法第五十四条第一項各号（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあつては、五千円）

（二）共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）の住戸の部分又は人の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸の部分に係る計画 計画に係る住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

（三）共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分を含む。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額

は、それぞれ同表の下欄に定める額）及びその非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（計画に係る非住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額

上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額（当該計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、当該計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次号四イにおいて同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額（当該計画が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、当該計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額）及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額）

四

人の居住の用以外の用に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る計画 計画に係る床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（計画）が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）

四

人の居住の用以外の用に供する建築物全体に係る計画 計画に係る建築物全体の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（当該計画に係る非住宅部分が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額）

二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる計画の変更 一万七千円(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては九千円、適合証を提出する場合にあつては二千五百円)

(二) 前号(二)に掲げる計画の変更 変更に係る床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

(三) 前号(三)に掲げる計画の変更 次に掲げる額

合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住宅部分の床面積に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(変更後の計画に係る住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(変更後の計画に係る非住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

(一) 前号(一)に掲げる計画の変更 一万七千円

適合証を提出する場合にあつては、二千五百円)

(二) 前号(二)に掲げる計画の変更 変更に係る住戸につきその変更後の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額

に二分の一を乗じて得た額

(三) 前号(三)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、アに掲げる額)

ア 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住戸につきその変更後の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る共用部分につきその変更後の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

前号(四)に掲げる計画の変更 次に掲げる額(変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、ア及びウに掲げる額)を合算した額

ア 住戸の部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る住戸につきその変更後の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額

イ 共用部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る共用部分につきその変更後の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

ウ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更に係る非住宅部分につきその変更後の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(変更後の計画に係る非住宅部分が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

別表第一(第一条関係)

一	三百平方メートル未満の場合	七万千円(適合証を提出する場合にあつては、九千円)	三万四千円(適合証を提出する場合にあつては、九千円)
二	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十二万円(適合証を提出する場合にあつては、二万円)	五万九千円(適合証を提出する場合にあつては、二万円)
三	二千平方メートル以上五	二十万四千円	十万七千円

別表第一(第一条関係)

一	一戸の場合	三万四千円(適合証を提出する場合にあつては、五千円)
二	二戸以上五戸以下の場合	六万六千円(適合証を提出する場合にあつては、九千円)
三	六戸以上十戸以下の場合	九万四千円(適合証を提出する場合にあつては、一万六千円)
四	十一戸以上二十五戸以下の場合	十三万二千円(適合証を提出する場合にあつては、二万六千円)
五	二十六戸以上五十戸以下	十八万九千円(適合証を提出

いて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)に二分の一を乗じて得た額

2・3 略

2・3 略

七 上の 場合	八十六万三千円(適合証を提出する場合は、 十九万二千円)	四十四万八千円(適合証を提出する場合は、 十九万二千円)
七 超える場合	八十六万三千円(適合証を提出する場合は、 十九万二千円)	四十四万八千円(適合証を提出する場合は、 十九万二千円)

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第三十五条第一項の規定による法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画(□)に掲げるものを除く() 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。) 別表第五の上欄に定める額(当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる 場合には、同表の下欄に定める額)</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。) 又は複合建築物(住宅部分に限る。) 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積(当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。) の床面積を除く。) に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて知事が</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第三十五条第一項の規定による法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画(□)に掲げるものを除く() 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。) 二万九千円 (当該向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを知事が認める者が証する書類を提出する場合にあっては、五千円)</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。) 又は複合建築物(住宅部分に限る。) 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積(当該向上計画が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。) の床面積を除く。) に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額</p>

認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

(3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積(当該向上計画に係る住宅部分が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該向上計画に係る住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)を合算した額

(4) 略

(二) 略

四 法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二)に掲げるものを除く。) 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 前号(一)に掲げる建築物 別表第五の上欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる) 場合にあつては、同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(2) 前号(二)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住宅

(3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積(当該向上計画に係る住宅部分が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額及び

その非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(

当該向上計画に係る非住宅部分が同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)を合算した額

(4) 略

(二) 略

四 法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二)に掲げるものを除く。) 次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 前号(一)に掲げる建築物 一万四千五百円
(変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項各号)に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類を提出する場合にあつては、二千五百円)

(2) 前号(二)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住宅

部分の床面積(変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

(3) 前号(三)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積(変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額(変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額に二分の一を乗じて得た額)

イ 略

(4) 略

(二) 略

五 略

部分の床面積(変更後の向上計画が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

(3) 前号(三)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積(変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 略

(4) 略

(二) 略

五 略

2 一の建築物の住宅部分について省令第二十三条第一項に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、前項第三号(二)又は(三)に定める額)

<p>2 ・ 3 略</p>	<p>住宅部分に係るものに限る。)を当該申請の数で除した額とする。</p> <p>3 一の建築物の住宅部分について省令第二十七条に規定する添付図書が共通である複数の向上計画の変更の認定の申請が同時に行われる場合の手数料の額は、第一項第四号(2)に定める額又は同号(3)アに掲げる額に二分の一を乗じて得た額を当該申請の数で除した額とする。</p> <p>4 ・ 5 略</p> <p>6 手数料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。</p>
<p>別表第五(第二条関係) (表略)</p> <p>備考 この表において「適合証」とは、第二条第一項第三号又は第四号に掲げる認定の申請の場合にあつては向上計画又は変更後の向上計画に係る建築物が法第三十五条第一項各号(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを、第二条第一項第五号に掲げる認定の申請の場合にあつては建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、それぞれ知事が認める者が証する書類をいう。</p>	<p>別表第五(第二条関係) (表略)</p> <p>備考 この表において「適合証」とは、</p> <p>建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを、知事が認める者が証する書類をいう。</p>